

平成 2 3 年 2 月 定 例 会

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

(平 成 2 3 年 2 月 1 6 日)

生 活 環 境 部

受理番号 受理年月日	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年-28号 (22.11.24)	生活環境部	中海のアオコ発生の原因 究明と対策についての陳 情書の提出について 美しい中海を守る住 民会議	【陳情要旨】 1 アオコ発生の原因を究明し、住民に公表、説明するとともに、両堤防の 開削などの対策を急ぐこと。 ○中海・宍道湖におけるアオコ発生問題については、11/9 に沿岸関係機関 による対策会議が実施され、本県も同会議に出席し情報交換を行った。 ○今回の中海のアオコは宍道湖が発生源であり、現在、河川管理者である 国土交通省出雲河川事務所が島根大学・島根県等と連携しながら生態や 毒性調査等を実施している。 ○本県においても、衛生環境研究所がアオコの種の同定や発生箇所の塩分 環境の調査を実施しており、発生原因の究明に協力している。 2 干拓堤防建設による宍道湖の塩分濃度の変化等の因果関係を調査し、対 策を講じるよう国に求めること。 ○宍道湖の塩分濃度の変化については把握していない。 3 大橋川拡幅により、中海へアオコが大量に流入しないか、環境アセスメ ントを行うこと。国にも要望すること。 ○大橋川拡幅による中海の水環境や動物・植物・生態系などへの影響につ いての環境アセスメント結果に基づき、事業影響の程度や環境保全措置 の実施の程度について、両県、沿川自治体、有識者からなる「大橋川改修 事業に係る環境モニタリング協議会（平成22年7月26日設立）」において、内 容の検討を行い、国は「大橋川改修事業環境モニタリング計画（平成23年 2月1日）」を策定した。 ○事業による環境影響の程度が著しいと判断された場合は、協議会で「新 たな保全対策を含めた必要性」の検討を行い、必要と判断された場合、 事業者は適切な対応策を検討・実施することとなっている。 ○アオコなど植物プランクトンについても、モニタリングを通じて事業影 響の程度を継続的に確認するとされている。 ○モニタリング結果については、同協議会に報告され、確認・評価を行い、 事業者に意見及び助言することとされている。